

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案の概要

法務省

1 改正の必要性及び趣旨

国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所裁判官の退職手当に関する特例の改定を行う必要がある。

2 法律案の内容

最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間1年につき100分の240（1月につき100分の20の1年分）を乗じて得た額に引き下げる（法第2条第1項の改正）。

3 施行期日

平成18年4月1日（附則第1項関係）

4 経過措置

(1) 施行日の前日から引き続き最高裁判所の裁判官として在職していた者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、①その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第2条第1項の規定により計算して得た額に、②その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎として新法第2条第1項の規定により計算して得た額を加えて得た額とする（附則第2項関係）。

（注）国家公務員一般の経過措置によると、新法の規定により計算して得た額が上記①の額より少なくなるときは当該額が退職手当の額となるが、最高裁判所の裁判官の場合には在職年数が一般に短く引き下げ幅も大きいため、それではほとんどの者が施行日以後に何年在職しても上記①の額しか支給されないので、激変緩和の措置として②の加算を認めたものである。

(2) 上記(1)①により施行日の前日までの勤続期間を計算する場合において、在職期間に1年未満の端数があるときは、その端数は、旧法第3条第2項において準用する改正前の国家公務員退職手当法第7条第6項の規定（在職期間に1年未満の端数がある場合の切り捨てに関する規定）にかかわらず、これを1年とする（附則第3項関係）。

（注）上記(1)②による勤続期間の計算においては在職期間の端数が切り捨てられることとの均衡を考慮したものである。

(3) 上記(1)(2)により計算して得た額が、退職の日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第2条第1項の規定により計算して得た額よりも多いときは、上記(1)(2)にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする（附則第4項関係）。

（注）上記(2)の勤続期間の端数切り上げによる施行日の前後の合算額が実際の勤続期間を基礎とする旧法の規定による通算額を超過する場合の当該通算額を支給額とする調整規定である。

(4) 上記(1)～(3)により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第2条第1項の規定により計算して得た額よりも少ないときは、上記(1)～(3)にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする（附則第5項関係）。

（注）上記(1)～(3)による算出額が施行日の前日の時点における旧法の規定による算定額を下回る場合の当該算定額を最低限の保障額とする調整規定である。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六百五十」を「二百四十」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き最高裁判所の裁判官として在職していた者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正前の最高裁判所裁判官退職手当特例法（以下「旧法」という。）第二条第一項の規定の例により計算して得た額に、その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正後の最高裁判所裁判官退職手当特例法第二条第一項の規定の例により計算して得た額を加えて得た額とする。

3 前項の規定により施行日の前日までの勤続期間を計算する場合において、在職期間に一年未満の端数があるときは、その端数は、旧法第三条第二項において準用する国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第六項の規定にかかわらず、これを一年とする。

4 前二項の規定により計算して得た額が、退職の日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも多いときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

5 前三項の規定により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも少ないとときは、前三項の規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

理 由

国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）

改 正 案	現 行
<p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。</p>	<p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。</p>
2 (略)	2 (略)